

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税賦課徴収に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、個人住民税の賦課徴収における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊島区長

## 公表日

令和5年7月20日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、個人住民税の賦課徴収又は調査に関する以下の事務を取り扱う。</p> <p>①個人住民税の賦課徴収のため、納税者からの申告及び届出、給与支払者・公的年金支払者等からの報告等により、必要な情報を入手し、課税情報を管理する。</p> <p>②個人住民税の賦課徴収の決定(納税告知)のため、納税者の課税情報を確認する。</p> <p>③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤納税者の宛名情報の特定及び突合等を行うため、宛名情報を管理する。</p> <p>⑥番号法の規定に基づいて情報提供ネットワークシステムを使用して照会される特定個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	I. 個人住民税システム II. eLTAXシステム(審査システム) III. eLTAXシステム(国税連携システム) IV. システム共通基盤(団体内統合宛名システム) V. 中間サーバ VI. 滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税ファイル (2) 滞納整理システムファイル (3) 扶養等照会ファイル (4) 住民登録地照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第九条及び別表第一の十六の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十六条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<p><b>【情報照会の根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第十九条第八号及び第九号並びに別表第二の二十七の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。） 第二十条</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和3年内閣府・総務省告示第2号）</li> </ul> <p><b>【情報提供の根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第十九条第八号及び第九号並びに別表第二の一の項、二の項、三の項、四の項、六の項、八の項、九の項、十一の項、十六の項、十八の項、二十の項、二十三の項、二十六の項、二十七の項、二十八の項、二十九の項、三十の項、三十一の項、三十四の項、三十五の項、三十七の項、三十八の項、三十九の項、四十の項、四十二の項、四十八の項、五十三の項、五十四の項、五十七の項、五十八の項、五十九の項、六十一の項、六十二の項、六十三の項、六十四の項、六十五の項、六十六の項、六十七の項、七十の項、七十一の項、七十四の項、八十の項、八十四の項、八十五の二の項、八十七の項、九十一の項、九十二の項、九十四の項、九十七の項、百一の項、百二の項、百三の項、百六の項、百七の項、百八の項、百十三の項、百十四の項、百十五の項、百十六の項、百十七の項、百二十の項及び第百二十一の項</li> <li>・別表第二省令第一条、第二条、第三条、第四条、第六条、第七条、第八条、第十条、第十二条、第十三条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条の三、第二十五条、第二十六条の三、第二十七条、第二十八条、第三十一条、第三十一条の二、第三十一条の三、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第三十九条の二、第四十条、第四十三条、第四十三条の三、第四十三条の四、第四十四条、第四十四条の五、第四十五条、第四十七条、第四十九条、第四十九条の二、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第五十九条の二の二、第五十九条の二の三、第五十九条の三及び第五十九条の四</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部 税務課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		番号法第十九条第八号 追加 番号法別表第二の第八十五の二の項 追加	事前	番号法改正による
平成28年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 高田 秀和	税務課長 高橋 邦夫	事後	組織の所属長の変更
平成28年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策経営部 広報課 行政情報グループ	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ	事後	組織名称の変更
平成28年5月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年5月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報照会の根拠】と【情報提供の根拠】を分記 番号法別表第二の第三十八の項 追加 別表第二省令第八条、第二十二條の二、第二十四條、第二十六條の三、第三十九條、第四十三條の三、第四十三條の四、第四十四條の二、第四十九條の二、第五十三條、第五十九條の二、第五十九條の三 追加	事前	法令改正による条項追加
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名		(3) 扶養等照会ファイル 追加 (4) 住民登録地照会ファイル 追加	事前	
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報提供の根拠】内 別表第二省令第二十二條の二 削除 別表第二省令第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條の二、第二十四條の三、第三十一條の二、第三十一條の三、第四十五條 追加	事後	法令改正による条項追加・削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 税務課長 高橋 邦夫	②所属長の役職名 税務課長	事後	評価書の様式変更による
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	Ⅱ. eLTAXシステム(国税連携システム) Ⅲ～Ⅴ	Ⅱ. eLTAXシステム(審査システム) Ⅲ. eLTAXシステム(国税連携システム) Ⅳ～Ⅵ	事後	システムの機能追加等に伴い分記
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報提供の根拠】内 番号法別表第二の第二十の項、第五十三の項追加 別表第二省令第十四条、第十六条、第二十七条、第三十二条、第三十三条、第五十九条の二の二 追加	事後	法令改正による条項追加・削除
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳリスク対策		追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報提供の根拠】内 別表第二省令第五十条 削除	事後	主務省令改正による変更
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年9月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報照会の根拠】内 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号) を追加  【情報提供の根拠】内 番号法別表第二の第三十の項、第二百十一の項を追加 別表第二省令第五十九条の二を第五十九条の二の二に、第五十九条の二の二を第五十九条の二の三に変更、第五十九条の四を追加	事後	法令改正による告示追加、条項追加・変更
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内	【情報照会の根拠】内 ・番号法第十九条第七号及び第八号並びに別表第二の二十七の項  【情報提供の根拠】内 ・番号法第十九条第七号及び第八号並びに別表第二の一の項～	【情報照会の根拠】 ・番号法第十九条第八号及び第九号並びに別表第二の二十七の項  【情報提供の根拠】 ・番号法第十九条第八号及び第九号並びに別表第二の一の項～	事後	法令改正による号番号変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内	【情報照会の根拠】内 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号) を削除	【情報提供の根拠】内 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号) を追加	事後	記載誤り
令和4年8月17日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報提供の根拠】内 ・別表第二省令第三十一条の二を第三十一条の二の二に変更、第三十九条の二を追加、第四十四条の二を第四十四条の五に変更	事後	法令改正による条項追加・変更
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報照会の根拠】内 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号) を追加	事後	告示追加
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		